

令和2年度 社会福祉法人龍ヶ崎市社会福祉協議会  
事業計画書

I. 基本姿勢

昨今の人口減少や少子高齢化といった社会構造の変化により福祉に対するニーズが多様化、複雑化している。

そうした中、当社会福祉協議会は「地域福祉の推進」を重点課題とし、「すべての人が、同じ地域で暮らす一員として互いに尊重し合い、助けあい、地域ぐるみで地域の課題を解決する取組みを推進」するため、多くの関係者やボランティアが事業の企画や運営に参画し、協働により事業を実施してきたところである。

今後においても龍ヶ崎市における地域福祉を推進する団体として、その特性を活かした取組み、地域に根差した事業の実施が大きな役割となる。

そして、この役割を果たしていくため、社会情勢等を考慮し必要性、効果性の高い事業を実施するなど活動の充実を裏付ける「組織体制の強化」にも同時に取組まなければならない。

以上のことを踏まえ、令和2年度においても関係者やボランティアとの連携を深めながら各事業を実施していくものとする。

II. 実施事業

【重点事業】

地域福祉活動拠点の充実

中央支所、佐貫西口支所は、本会の地域福祉推進の活動拠点として、また住民にとって身近な相談場所として親しまれ、順調に運営されている。

今後も地域の期待に応えるため、これらの施設を有効活用し各支所の更なる充実を図るものとする。併せて、地域福祉の推進のため、本会の地域における足がかりとして相応しい活動拠点について新たな調査・研究を進めるものとする。

1 社会福祉事業

(1) 企画広報事業

事業	事業の目的・概要と実施事項	実施時期等
1. 広報啓発事業 【自主事業】	(1) 会員の増強 広報紙やチラシなどの媒体を活用し、当会の活動に対する理解と会費に対する協力を呼びかけるとともに住民自治組織や企業、事業所に対し協力依頼を行う。  (2) カレンダー作成 当会をPRするための媒体として、令和3年度用カレンダーを作成し、関係機関へ配布する。	令和2年6月～  令和3年3月

	<p>(3) ホームページ等運営</p> <p>「しゅきょうだより」と連動しホームページ，SNSなどの広報媒体を通して当会のPRを行い，地域福祉活動に対する市民の理解及びボランティア活動への参加促進を図る。</p>	
<p>2. 社会福祉大会事業</p> <p>【自主事業】</p>	<p>〔ボランティア連絡協議会との協働事業〕</p> <p>社会福祉の発展に功績があった個人・団体などを顕彰するため，式典を開催する。併せて，福祉活動に対する多くの市民の意識の高揚と振興を図る。</p> <p>&lt;内容&gt;</p> <p>社会福祉功労者表彰，善行青少年表彰，社会福祉事業協力感謝，事例発表，児童・生徒による標語入選作発表 など</p>	令和3年3月

## (2) ボランティアセンター事業

事業	事業の目的・概要と実施事項	実施時期等
<p>1. ボランティアセンター運営事業</p> <p>【市補助事業】</p>	<p>(1) ボランティアセンター運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域活動の振興を目的とし，ボランティア活動を行う団体に対して，会議，研修，作業を行うためのスペースを提供する。</li> <li>・ ボランティアに関する情報を収集し，地域において活動している方や，これから活動を始めようとする方の相談に応じる。</li> <li>・ 地区や福祉施設等の要望に応じ，催事における協力者としてボランティアを紹介する。</li> <li>・ 災害ボランティアセンター開設を想定し，運営訓練や関係機関との協力体制の構築等，将来発生し得る災害に備える。</li> </ul> <p>(2) 福祉出前講座</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティアとの連携により，学校や公的機関で行う福祉学習などの各種講座に講師を紹介するとともに，学習プランについて相談に応じ，福祉学習の支援・福祉活動の普及を図る。</li> </ul> <p>&lt;活動メニュー&gt;</p> <p>車いす・アイマスクガイド体験，点字，手話，高齢者疑似体験，障がい者疑似体験</p>	

	<p>(3) みんなのボランティア講座</p> <p>地域におけるボランティア活動の第一歩として、基本的な知識と技術を習得することを目的とし、ボランティア入門講座や講演会を住民の身近な場所で開催する。</p>	<p>点訳入門講座 音訳入門講座 令和2年9月～</p>
<p>2. ボランティア 振興事業 【市補助事業】</p>	<p>(1) ボランティア連絡協議会活動支援</p> <p>市内の様々な団体で構成される龍ヶ崎市ボランティア連絡協議会を助成し、協働事業を開催することで、当市のまちづくりにおけるボランティア活動の振興及び市民への啓発を図る。</p> <p>&lt;登録団体&gt; 37 団体 &lt;主な事業&gt; ふれ愛キャンプ、ふれ愛広場、ふれ愛クリスマス、ボランティア研修会、福祉イベント協力、 広報紙発行（4回）、 小中学校などが行う福祉学習への講師紹介 など</p> <p>(2) ボランティア保険</p> <p>ボランティア登録者が安心して活動するため、ボランティア保険に加入する。また、各地域で自主的に実施される行事に係る保険（全国社会福祉協議会の取扱）の進達を行う。</p>	
<p>3. 青少年 ボランティア 育成事業 【自主事業】</p>	<p>(1) ジュニアボランティア育成</p> <p>小学校3年生から中学生を対象に、参加・体験型の事業を実施し、将来のボランティアリーダーの育成に努める。</p> <p>&lt;内容&gt; 福祉体験、防災体験、ふれ愛キャンプ、 ふれ愛広場、ふれ愛クリスマスへの参加 など</p> <p>(2) 高校生ボランティアスクール</p> <p>市内在住・在学している高校生が、ボランティア活動への関心を持ち、福祉に対する理解を深められるよう関係機関との協働によりボランティアスクールを開催する。</p> <p>&lt;内容&gt; 児童・高齢者福祉施設での体験、 ふれ愛キャンプへの参加 など</p>	<p>令和2年 7月～12月</p> <p>令和2年 7月～12月</p>

(3) ふれあいのまちづくり事業

事業	事業の目的・概要と実施事項	実施時期等
<p>1. ふれあいネット ワーク事業 【自主事業】</p>	<p>(1) 小地域活動の振興 龍ヶ崎市社会福祉課と協働により策定した「第2期地域福祉計画」を推進するため、各地域の担当職員が住民の自主的な活動を支援し、地域のネットワークづくりに努める。併せて、当会に関するPR活動により認知度向上を図り、地域住民との信頼関係を築いていく。</p> <p>(2) イベント用品の貸出 地域における福祉活動や自主的な交流活動を支援することで、ボランティア・福祉活動の振興と市民交流の促進を図る。</p> <p>&lt;貸出用品&gt; テント、大型鍋類、せいろ、フライヤー、AED、その他調理・イベント用品 など</p>	
<p>2. ふれあい相談 サロン事業 【市補助事業】</p>	<p>関係機関との連携により、市民の様々な相談への総合的な対応に努めるとともに、気軽に利用できる相談窓口として相談所を運営する。</p> <p>(1) 心配ごと相談 &lt;予約&gt; 不要（最終受付は午後4時まで） &lt;相談員&gt; 心配ごと相談員</p> <p>(2) 法律相談 &lt;予約&gt; 要（1回につき3名/各45分間） &lt;相談員&gt; 弁護士</p>	<p>毎月第1・3火曜日 午後1時30分から 午後4時30分まで</p> <p>毎月第2・4金曜日 午後1時30分から 午後3時55分まで</p>
<p>3. ふれ愛給食 サービス事業 【市補助事業】</p>	<p>ボランティア（調理、宅配）の協力により、市民交流の促進と安否確認を目的として、市内在住の75歳以上のひとり暮らしの高齢者に対し昼食を宅配する。</p> <p>&lt;場所&gt; 地域福祉会館 調理室 &lt;利用者&gt; 199人（実登録者数）</p>	<p>・南部 毎月第1・3木曜日 ・北部 毎月第2・4木曜日</p>
<p>4. 交流サロン りゅう 【市補助事業】</p>	<p>中央支所との併設により、住民による地域活動の振興や交流を基調とした互助の醸成を目的として、地域住民が集い、健康づくり、仲間づくり、生きがいづくりに活用できるサロンを運営する。</p>	<p>月曜日～土曜日 （日曜日、祝日、 年末年始を除く） 午前9時から 午後5時まで （申請による延長あり）</p>

<p>5. 善意銀行 運営事業 【自主事業】</p>	<p>善意に基づき寄せられた金品の預託・配分を通して、当市における社会福祉活動の振興を図る。</p> <p>預託・配分にあたっては、寄付者の意向に沿って生活困窮者や障がい者、高齢者等の対象者に応じた様々な生活課題に対し、効果的な支援を行う。</p> <p>なお、預託金品の募集について、当市の現状を踏まえ、必要となる支援策を検討しながら市民・団体・企業へ周知していく。</p>	
------------------------------------	--	--

(4) 地域福祉推進事業

事業	事業の目的・概要と実施事項	実施時期等
<p>1. 生活支援事業 【自主事業】</p>	<p>(1) 災害見舞金事業</p> <p>龍ヶ崎市，日本赤十字社龍ヶ崎市地区と連携し，火災などの災害にあった世帯に対し見舞金を支給する。</p> <p>&lt;見舞金額&gt; 住宅が全壊又は全焼 2万円 住宅が半壊又は半焼，床上浸水 1万円</p> <p>(2) 交通遺児支援事業</p> <p>茨城県社会福祉協議会と連携し，交通事故により親を亡くした遺児の小学校，中学校卒業に際し，就学奨励金を支給する。</p> <p>&lt;支給金額&gt; 6万円</p> <p>(3) 福祉機器，福祉車両貸出事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一時的に車椅子などの福祉機器が必要となった市民に対し，無料で短期間の貸出を行う。</li> <li>・ 車椅子を使用する者が通院などの移動に際し，福祉車両の貸出を行う。</li> </ul> <p>&lt;福祉機器&gt; 車椅子，シャワーチェア， 四点支持杖 ほか</p>	

<p>2. 生活福祉資金等貸付事業 【県社協委託事業】</p>	<p>(1)生活福祉資金貸付事業</p> <p>低所得世帯，障がい者及び高齢者世帯に対し，資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより，その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り，安定して生活を送れるようにすることを目的とする。なお，当事業は，茨城県社会福祉協議会が実施主体であり，事務委託を受け，当市における貸付申込世帯の相談や進達を行う。</p> <p>①総合支援資金</p> <p>生計中心者の失業等により一時的に生計の維持が困難となった世帯に対し，就職活動等生活を再建する間に必要となる生活費等の貸付を行う（生活支援費，住宅入居費，一時生活再建費）。</p> <p>②福祉資金</p> <p>日常生活を送る上で，自立生活を資するために，一時的に必要であると見込まれる費用の貸付を行う（福祉費）。</p> <p>また，緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に費用の貸し付けを行う（緊急小口資金）。</p> <p>③教育支援資金</p> <p>低所得世帯に対し，就学のための資金（教育支援費）や進学時の経費（就学支度費）の貸し付けを行う。</p> <p>④不動産担保型生活資金</p> <p>一定の居住用不動産を有し，将来にわたりその住居に住み続けることを希望する低所得高齢者世帯に対し，当該不動産を担保とし生活費の貸付を行う。</p> <p>(2) 臨時特例つなぎ資金貸付事業</p> <p>離職した方を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度の申請が受理されている住居のない離職した方に対して，当該給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を迅速に貸し付け，その自立を支援する。</p>	
<p>3. 緊急小口貸付金事業 【自主事業】</p>	<p>昨今の厳しい社会情勢を背景とした雇用環境の悪化や，高齢化社会の進展により被保護者が急増しているため，生活保護費の支給事務が完了されるまでの間において，緊急一時的な小口資金の貸付を行う。</p> <p>&lt;貸付限度額&gt; 1世帯につき 2万円まで</p>	

<p>4. 日常生活自立支援事業 【県社協委託事業】</p>	<p>認知症高齢者，知的障がいのある方，精神障がいのある方など判断能力が不十分で，親族などの援助が得られない方に対し，福祉サービス利用手続，日常生活の金銭管理や書類等の預かりサービスなど行い，自立した地域生活を送れるよう日常生活を支援する。</p>	
<p>5. 障がい者地域生活支援事業 【市補助事業】</p>	<p>障がいのある方の地域における生活を支えるため，当市の実情に合わせた各種サービスを実施する。</p> <p>(1) スポーツレクリエーション事業 身体，知的，精神に障がいのある方々の社会参加促進を目的とし，スポーツレクリエーション事業への参加を支援する。</p> <p>＜大会名＞ 茨城県障害者スポーツ大会 ＜内容＞ 競技，レクリエーション</p> <p>(2) 点字・声の広報等事業 視覚に障がいのある方々に対し，福祉技術ボランティアによる広報物などの点訳用紙や音訳CDを盲人用郵便物で郵送することで日常生活を支援する。</p> <p>・点訳 ＜協力＞ 竜ヶ崎市点訳友の会 ＜内容＞ しゃきょうだより・市広報紙，時刻表，カレンダー など</p> <p>・音訳 ＜実施＞ 龍ヶ崎朗読の会 ＜内容＞ しゃきょうだより・市広報紙，会だより など</p> <p>(3) 要約筆記入門講座 聴覚障がいに対する理解の促進と，地域におけるボランティアの普及を目的として要約筆記入門講座を開催する。</p>	<p>令和2年5月</p> <p>毎月</p>

(5) 共同募金配分金事業

事業	事業の目的・概要と実施事項	実施時期等
<p>1. 老人福祉活動事業 【自主事業】</p>	<p>(1) シルバーカー購入助成事業 高齢者の健康及び福祉の増進に寄与することを目的とし，外出時に必要となるシルバーカーを購入した方に対し費用の一部を助成金として交付する。</p> <p>＜対象＞ 市内在住の65歳以上の高齢者 ＜助成額＞ 購入金額の2分の1（助成限度額5千円）</p> <p>(2) ふれ愛会食会事業 高齢者の外出への意欲向上と引きこもり防止を目的と</p>	

	<p>して会食会を開催し、高齢者とボランティアとの交流を図る。</p> <p>&lt;開催&gt; 2回</p> <p>&lt;参加者&gt; 給食サービス利用者（地区ごとに招待） 宅配・調理ボランティア 交流ボランティア</p>	
<p>2. 障がい児・者 福祉活動事業 【自主事業】</p>	<p>(1)ふれ愛キャンプ 【ボランティア連絡協議会との協働事業】 障がいのある人もない人もすべて平等という立場で、一泊二日のキャンプを通してふれあい、互いの理解を深めることを目的に開催する。</p> <p>(2)ふれ愛広場 【ボランティア連絡協議会との協働事業】 障がいのある人もない人もすべて平等の立場で参加できる、文化と福祉を融合させた市民参加の手作りによる福祉まつりを開催する。</p>	<p>令和2年8月 龍ヶ崎市森林公園</p> <p>令和2年10月 龍ヶ崎市文化会館 歴史民俗資料館 中央図書館</p>
<p>3. 児童・青少年 福祉活動事業 【自主事業】</p>	<p>(1)チャイルドシート等購入助成事業 子育て支援の一環として、乗車中の幼児の安全確保及び経済的負担の軽減を図ることを目的とし、チャイルドシートを購入した世帯に対し、費用の一部を助成金として交付する。</p> <p>&lt;対象&gt; 市内在住の2人以上の幼児の保護者</p> <p>&lt;要件&gt; 第2子目以降の幼児が使用するために購入した場合（1世帯につき1台を限度とする）</p> <p>&lt;助成額&gt; 購入金額の2分の1（助成限度額5千円）</p> <p>(2) 青少年育成事業支援 子ども達が地域において健康で心豊かに成長していけるよう、龍ヶ崎市子ども会連合会の活動を支援する。</p>	
<p>4. 福祉育成・援助 活動事業 【自主事業】</p>	<p>しゃきょうだより発行 当会の運営状況やボランティア活動、共同募金に関する依頼・報告などについて広報活動を行うことで、当会の活動に対する理解と協力、ボランティア活動に対する参加促進を図る。また、地域活動の状況も積極的に掲載し、地域福祉の推進を図る。</p> <p>&lt;発行&gt; 全戸配布版 4回 班回覧版 2回</p> <p>&lt;配布&gt; 全世帯、公共機関、賛助会員など</p> <p>&lt;内容&gt; 地域活動報告、事業案内（利用案内）、ボランティアサークル紹介、ふれ愛レシピ など</p>	<p>・全戸配布版 令和2年6月 令和2年9月 令和3年1月 令和3年3月</p> <p>・班回覧版 令和2年4月 令和2年11月</p>

5. ボランティア活動育成事業 【自主事業】	福祉団体やボランティア団体の活動を助成することにより、地域における福祉活動の振興を図る。	
6. 歳末たすけあい事業 【自主事業】	<p>(1)ふれ愛クリスマス 【ボランティア連絡協議会との協働事業】 各地域を拠点としながら、障がいのある人もない人もすべて平等という立場で、協働のクリスマスを通してお互いにふれあい、理解を深めることを目的に開催する。</p> <p>(2)歳末ふれ愛訪問事業 年末という一つの節目に、ボランティアの協力によりふれ愛給食サービス利用者に伝統的なお節料理をお届けし、交流によるひとり暮らしの高齢者の心の健康の保持を図る。</p> <p>(3)歳末地域たすけあい助成事業 年末年始において、市民の自主的な地域の助け合い活動や支えあい活動に助成し、やさしさ溢れるふれあいのまちづくりを推進する。</p>	<p>令和2年12月</p> <p>令和2年12月</p>

(6) いきがい交流事業

事業	事業の目的・概要と実施事項	実施時期等
いきがい交流事業 【自主事業】	<p>(1) 社協会長杯兼いばらきねりんスポーツ大会 【ボランティア連絡協議会協力事業】 ふるさとふれあい公園の設備を有効に活用し、「いばらきねりんスポーツ大会」の予選会を兼ねたスポーツ大会を開催する。龍ヶ崎市長寿会連合会、龍ヶ崎市ボランティア連絡協議会の協力及び福祉の店の出店により大会の盛り上げを図る。          &lt;競技種目&gt; グラウンドゴルフ、ペタンク、          輪投げ、ゲートボール          &lt;出場者数&gt; 約400人</p> <p>(2) 花見会・芋煮会 長寿会連合会の協力により、施設利用者の交流を目的として実施する。</p> <p>(3) 親子創作教室（絵画） 絵画クラブの協力により、就学児童の家庭を対象に親子参加型の絵画教室を開催する。</p>	<p>令和2年5月 ふるさとふれあい公園</p> <p>令和2年 4月（花見会） 12月（芋煮会） 総合福祉センター</p> <p>令和2年8月 ふるさとふれあい公園</p>

	<p>(4) 親子創作教室 (陶芸) 陶芸クラブの協力により、就学児童の家庭を対象に親子参加型の陶芸教室を開催する。</p> <p>(5) 季節交流会 施設利用者の参加型イベントとして、施設利用者の交流を目的として実施する。</p>	<p>令和2年7月 ふるさとふれあい公園</p> <p>令和2年12月 ふるさとふれあい公園</p>
--	--	--

(7) 在宅福祉サービス事業

<p>在宅福祉サービス事業 【市補助事業】</p>	<p>高齢や障がいのため日常生活を送る上で支障がある方を支援することを目的に、会員制（利用会員、協力会員）による家事援助などの有償サービスを実施する。</p> <p>&lt;サービス内容&gt; 食事の支度、衣類の洗濯・補修、居室の掃除など</p> <p>&lt;提供時間&gt; 1回2時間以内で週12時間を限度とする</p> <p>&lt;利用料&gt; 1時間あたり650円</p>	<p>月曜日～土曜日 (日曜日、祝日、 年末年始を除く) 午前9時から 午後5時まで</p>
-------------------------------	--	--

(8) 地域ケアシステム推進事業

<p>地域ケアシステム推進事業 【市委託事業】</p>	<p>保健・医療・福祉の関係者の連携に基づき、高齢者や障がいのある方などが総合的かつ効果的に各種福祉サービスを受けられるよう必要な援助を行うことにより、要援護者が住み慣れた家庭や地域の中で安心して暮らすための支援を行う。</p> <p>また、障がいのある方々が地域の中で安心して暮らしていけるよう、地域住民を対象に、障がいや疾病に関する理解を深めるための講演会を開催する。</p>	<p>講演会 (3回開催) 令和2年6月 令和2年11月 令和3年2月</p>
---------------------------------	--	---

(9) 元気サロン松葉館運営事業

<p>元気サロン松葉館運営事業 【市委託事業】</p>	<p>高齢者の生きがいづくりや健康づくりなどを目的とした各種事業を実施するサロンを運営する。</p> <p>&lt;事業&gt; はつらつサロン (太極拳、書道、俳句、詩吟、歌、手芸、絵手紙、写真、折り紙、囲碁、いきいきヘルス体操、元気アップ体操、ラージボール卓球、健康麻将、思い出を語ろうかい など)、学校との交流</p>	<p>月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 午前9時から 午後4時まで</p>
---------------------------------	--	---

(10) 敬老会事業

<p>敬老会事業 【市補助事業】</p>	<p>永年，地域の発展に寄与された高齢の市民に対し，感謝の意をもって式典を開催し，その長寿を祝う。本市における敬老思想と高齢者福祉に対する意識高揚を図る。</p> <p>&lt;対象&gt; 75歳以上の市民（昭和21年3月31日以前生まれ）</p> <p>&lt;内容&gt; 記念式典，芸能発表 など</p>	<p>令和2年 9月21日（月・祝） 龍ヶ崎市文化会館</p>
--------------------------	--	---

(11) 総合福祉センター運営事業

<p>総合福祉センター 運営事業 【指定管理事業】</p>	<p>龍ヶ崎市の指定を受け，指定管理者として龍ヶ崎市総合福祉センターの管理及び運営を行う。高齢者の自立的生活の援助，機能の向上を図ることを目的に各種福祉事業を実施する。</p> <p>(1) 高齢者福祉センター事業 高齢者に対して，健康増進，介護予防，教養・趣味活動，レクリエーション等に関することを総合的に供与し，高齢者が健康で明るい生活を送り，生きがいを高めることができるよう，各種事業を実施する。</p> <p>&lt;施設&gt; 大浴場，集会室，教養娯楽室，多目的室，ロビー（くつろぎスペース）</p> <p>&lt;事業&gt; 相談事業，介護予防事業，趣味教養活動 など</p> <p>(2) 長寿会事業 高齢者が，仲間づくりをしながら各種活動を通して地域に貢献し，生きがいを高めることを目的とし実施する。</p> <p>&lt;事業&gt; 長寿大学，野外学習，高齢者スポーツ大会，健康マージャン交流大会，カラオケ交流会，奉仕作業，高齢者作品展，役員・会員研修 など</p>	<p>月曜日～土曜日 （祝日，年末年始を除く） 午前9時から 午後5時まで</p>
---------------------------------------	---	---

(12) 地域福祉会館管理事業

<p>地域福祉会館 管理事業 【市補助事業】</p>	<p>福祉活動の拠点として，龍ヶ崎市地域福祉会館の管理運営を行う。</p> <p>&lt;施設&gt; 相談室，ボランティアセンター，会議室，調理室，録音室 など</p>	
------------------------------------	---	--

(13) 佐貫西口支所運営事業

<p>佐貫西口支所 運営事業 【市補助事業】</p>	<p>地域住民の健やかな生活と、地域の結びつきを育む福祉のまちづくりの実現のため、地域のボランティア等と協力しながら、地域住民が集い、健康づくり、仲間づくり、生きがいがいづくりに活用できるサロンを運営する。</p> <p>また、ボランティア活動や地域における福祉活動に関する情報の収集・提供を行い、住民が取り組む活動や地域を基盤とした団体の活動を支援する。</p> <p>その他、福祉事業や制度の案内、関係機関への橋渡しなどの相談業務を行う。</p>	<p>月曜日～土曜日 (祝日、年末年始を除く) 午前9時から 午後5時まで</p> <p>※多目的室は 午前9時から 午後9時まで (事前申請が必要)</p>
------------------------------------	---	---

(14) 障害福祉サービス事業

<p>1. 障害福祉 サービス事業所 ひまわり園 【自主事業】</p>	<p>障害者総合支援法に基づき、茨城県知事の指定を受けた障害福祉サービス事業所を運営する。在宅の知的に障がいのある方の利用事業所として、個々の能力、特性に応じ、その可能性を十分に伸張することで家庭や地域生活の自立を支援する。</p> <p>&lt;事業&gt; 生活介護事業、自立訓練（生活訓練）事業、就労移行支援事業、就労継続支援B型事業、いきいき体操、染物教室、給食、入浴、送迎、日中一時支援 など</p>	<p>月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 午前9時から 午後4時まで</p> <p>※日中一時支援は ・月曜日～金曜日 午後4時から 午後6時まで ・土曜日 午前9時から 午後4時まで</p>
<p>2. 障害福祉 サービス事業所 あざみ 【自主事業】</p>	<p>障害者総合支援法に基づき、茨城県知事の指定を受けた障害福祉サービス事業所を運営する。在宅の身体に障がいのある方の利用事業所として、身体機能・生活能力の維持向上の訓練や、日常生活の相談支援を行う。</p> <p>&lt;事業&gt; 生活介護、リハビリ訓練、売店実習、レクリエーション活動、給食サービス、送迎サービス など</p>	<p>月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 午前9時から 午後4時まで</p>

<p>3. 指定特定相談 支援事業 【自主事業】</p>	<p>障害者総合支援法に基づき、龍ヶ崎市長の指定を受けた障害福祉サービス事業所を運営する。</p> <p>サービス利用に関する相談と計画の作成、障がい児・者の抱える課題の解決、適切なサービス利用のためのケアマネジメントなどを行う。</p> <p>さらに、障がい者が自立した生活を送ることができるよう、きめ細やかな支援に努める。</p> <p>(1) サービス利用支援</p> <p>障害福祉サービスの利用を申請した障がい者について、その心身の状況、置かれている環境などを勘案し、サービス等利用計画案を作成する。</p> <p>また、支給決定後においては、当該支給決定の内容を反映したサービス等利用計画を作成する。</p> <p>(2) 継続サービス利用支援</p> <p>サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果を勘案しサービス等利用計画の見直しを行い、必要に応じ当該計画の内容を変更する。</p>	<p>月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く)</p> <p>午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで</p>
--------------------------------------	--	--

## 2 公益事業

### (1) ふるさとふれあい公園運営事業

<p>ふるさとふれあい 公園運営事業 【指定管理事業】</p>	<p>龍ヶ崎市の指定を受け、龍ヶ崎市ふるさとふれあい公園の管理及び運営を行う。市民が自然の中で創作活動やスポーツを楽しむ憩いの場として、利便性の向上に努める。</p> <p>&lt;施設&gt;</p> <p>アトリエ和室工作室及び窯室、ゲートボール場、多目的グラウンド、ディスクゴルフ場、グラウンドゴルフ場、野外ステージ など</p>	<p>火曜日～日曜日 (年末年始を除く)</p> <p>9時から18時まで</p> <p>※10～4月は 17時まで</p>
---	--	--

## (2) 障がい者自立化支援事業

<p>障がい者自立化支援事業</p> <p>【自主事業】</p>	<p>障がいのある方々が販売経験を重ね、市民との交流を深める機会を得るとともに、障がい者福祉に対する理解が一層深まることを期待し、各事業を実施する。</p> <p>(1) 福祉の店ひまわり 龍ヶ崎市森林公園内に設置した物販コーナーの運営により販売実習の場を提供する。</p> <p>(2) Café たつのこ 龍ヶ崎市総合体育館（たつのこアリーナ）内に設置した喫茶コーナー並びに物販コーナーの運営により販売実習の場を提供する。</p> <p>(3) 福祉の店りゅう 中央支所に併設した物販コーナーの運営により販売実習の場を提供する。 コミュニティセンター等の協力を得て移動販売のステーションを開設し、地元農作物や米などの販売を実施する。</p> <p>(4) 福祉の名刺屋さん 市公共機関，民間事業所，個人などから幅広く受注し，専門機材を用いて名刺を作成し販売する。</p>	<p>火曜日～日曜日 (年末年始・冬期を除く) 午前 10 時から 午後 4 時まで</p> <p>火曜日～日曜日 (年末年始を除く) 午前 10 時から 午後 4 時まで</p> <p>月曜日～土曜日 (祝日，年末年始を除く) 午前 9 時から 午後 5 時まで</p> <p>毎週水曜日</p>
----------------------------------	---	---